

京都市告示第 207 号

京都市都市公園条例第6条第2号及び第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、
下鳥羽公園の供用を停止します。

平成17年5月20日

京都市長 榎本 頼 兼

1 供用を停止する施設及び期間

球技場 平成17年6月13日(月)から当分の間

なお、供用を開始する際にも、事前に告示を行います。

2 供用停止理由

球技場の人工芝化に伴い改修工事を行うため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)